

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

平成30年6月29日

金曜日

号外(1)

目次

規則

○富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

1

規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年6月29日

富山県知事 石井 隆 一

富山県規則第44号

富山県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

富山県中小企業高度化資金貸付規則（昭和42年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

別表第3の1の項から4の項までの規定中「0.45パーセント」を「0.50パーセント」に改め、同表の備考の(10)中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、この規則による改正前の富山県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金に係る貸付利率については、なお従前の例による。

(経営支援課)

